

日本語教育推進関係者会議の設置について

令和元年9月13日
関係省庁申合せ

1. 目的

「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、日本語教育推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）を設置する。

2. 委員

委員は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者のうちから、文化庁次長及び外務省大臣官房国際文化交流審議官が共同で委嘱する。

3. 座長

- (1) 関係者会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 関係者会議は原則公開とする。
- (2) 関係者会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

関係者会議の事務局は文化庁及び外務省が共同で務める。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか、関係者会議の運営に関し必要な事項は、座長が関係者会議に諮って定める。